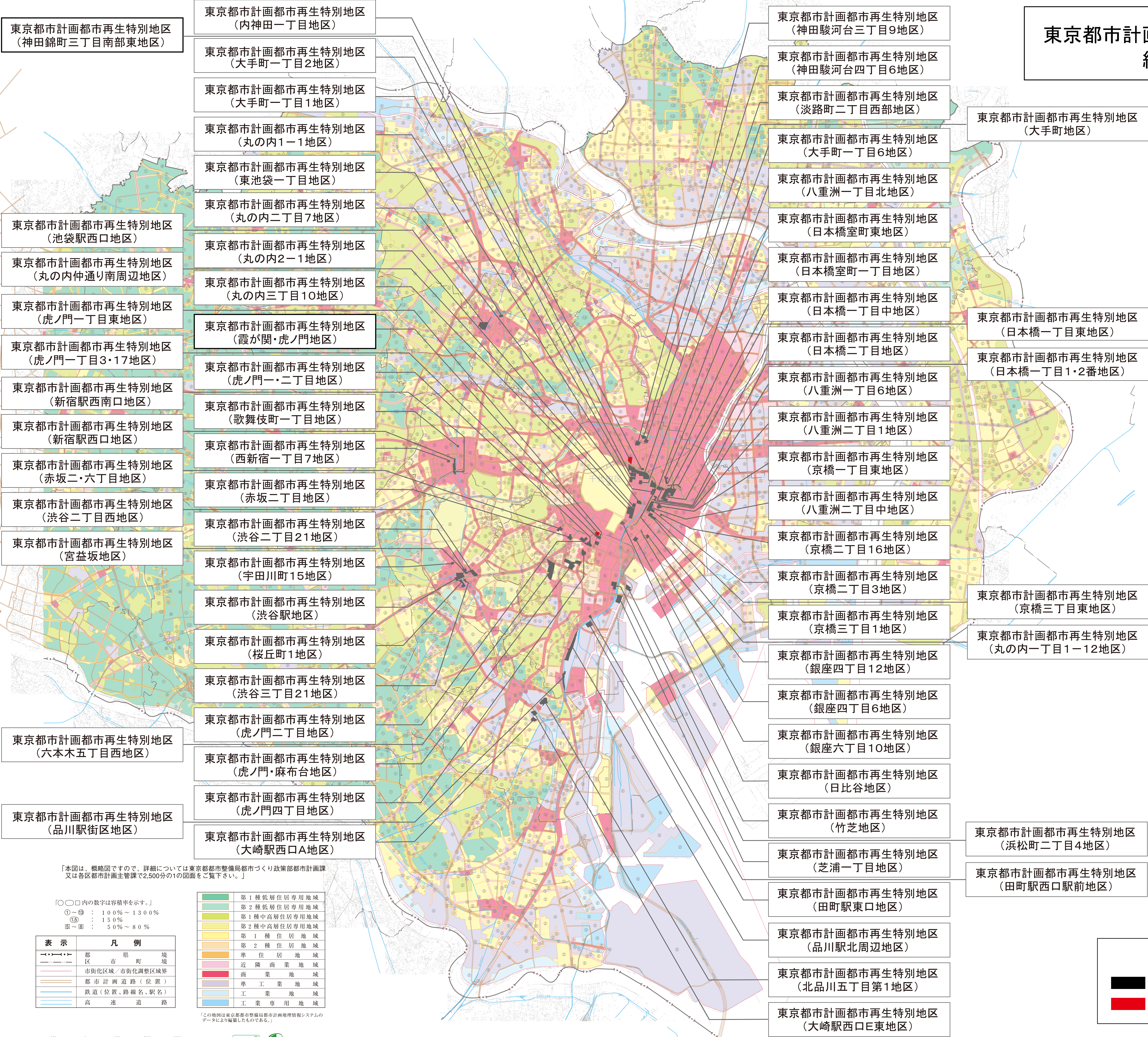
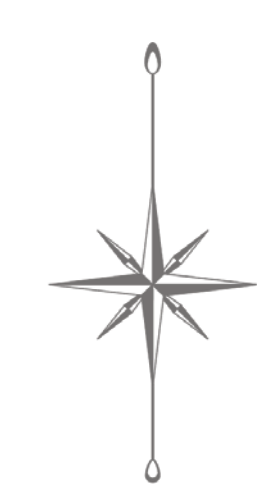


東京都市計画都市再生特別地区 総 括 図



「本図は、概略図ですので、詳細については東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課
又は各区都市計画主管課で2,500分の1の図面をご覧ください。」

□○□内の数字は容積率を示す。
①～⑬ : 100%～1300%
⑮ : 150%
図～図 : 50%～80%

表 示	凡 例
→→→→→	都 区 界
→→→→→	市 界
→→→→→	町 界
→→→→→	境
→→→→→	市街化区域/市街化調整区域界
→→→→→	都 市 計 画 道 路 (位 置)
→→→→→	鉄 道 (位 置 、 路 線 名 、 駅 名)
→→→→→	高 速 道 路

第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
第 1 種 住 居 地 域
第 2 種 住 居 地 域
準 住 居 地 域
近 隣 商 業 地 域
商 業 地 域
準 工 業 地 域
工 業 地 域
工 業 専 用 地 域

「この地図は東京都市整備局都市計画地理情報システムのデータにより編纂したものである。」



凡 例
都市再生特別地区(既決定)
都市再生特別地区(変更)

東京都市計画都市再生特別地区 総括図



東京都市計画都市再生特別地区
(淡路町二丁目西部地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田駿河台四丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田駿河台三丁目9地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田錦町三丁目南部東地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目2地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内2-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内三丁目10地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日比谷地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(霞が関・虎ノ門地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(内神田一丁目地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内一丁目1-12地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内1-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内二丁目7地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内仲通り南周辺地区)

詳細については、景観・都市計画課に備付けの
指定図書を縦覧してください。

凡 例

● 用途地域(令和7年6月16日最終変更)、防火・準防火地域			
種別	容積率	用途地域の種類	建蔽率
	300%	第一種住居地域	60%
	400%		防火
	500%		80%
	300%	第二種住居地域	60%
	400%		準防火
	500%		80%
	400%	商業地域	防火
	500%		
	600%		
	700%		
	800%		
	900%		
	1000%		
	1200%		
	1300%		

● 特例容積率適用地区	
	特例容積率適用地区

● 文教地区		
	第一種	文教地区
	第二種	文教地区

● 中高層階住居専用地区		
	第二種中高層階住居専用地区	
	第四種中高層階住居専用地区	
	第五種中高層階住居専用地区	

● 路線式30m及び街区指定(下記以外のところは路線式20m)	
	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)
	街区指定のところ

● 日影規制(建築基準法に基づく指定)			
	規制される日影 (敷地境界線からの水平距離)	制限をうける建築物の高さ	測定水平面の高さ
	5mをこえ 10m以内	10mをこえる	平均地盤面 から4m
	5時間以上	3時間以上	

● 特定行政庁が指定する区域の内容(建築基準法に基づく指定)	
	A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m:1:2.5 B: 隣地斜線制限なし C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8

総括図

